

第三回参議院内閣委員會會議錄第五号

昭和二十三年十一月三十日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○郵政省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○電氣通信省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○科学技術行政協議會法案(内閣提出、衆議院送付)

○行政機構等に対する調査の件

午前十一時十五分開会

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員會を開きます。郵政省設置法案、電氣通信省設置法案、この両案を議題といたします。諸君に申上げておきますが、この委員會に付託されている中でこの両案だけが昨日、正確に言えば今朝衆議院の本院會議において通過いたしました。それ故にこの両案につきまして、これまで予備審査をやつて参つたのでありますが、これから本審査にかかるといふわけであり、御承知を願います。そこで委員會の順序といたしましては、慣例上先づ關係國務大臣の提出の理由等についての説明を承わります。大体の重要事項については大臣に対する質疑をいたしまして、それから詳細なことにつきましては、更に政府委員から説明がありまして、これに対して質疑應答を重ねるといふ順序

第一部 内閣委員會會議錄第五号

昭和二十三年十一月三十日【参議院】

と心得ております。そこでこの両法案につきましては、すでに予備審査を數回に亘つて実行いたしました。又通信委員會との連合會において詳細に審査をしたわけであり、大體本委員會におきましては、初めからの正式の順序を踏みますことは省略いたしました。すでにこれまでにいたしました予備審査の内容そのものによつておることになりまして、会期も迫つておることになりますから、できるだけ簡単に、而して要領を得た審査をしたいと思ひますが、御異存ありませんでしょうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(河井彌八君) ではさうに決定いたします。従ひましてすでに予備審査において検討しましたものは、大體においてそれに触れないという点で、この委員會におきましては、重要な点、又これまで触れていなかった点について、主として質疑應答を重ねて行きたいと思ひます。そういう意味においての御発言を願ひたいと思ひます。

○三好鈴君 現行の通信省のように、郵政と電氣通信の二つの面の事務を分けないで一つの省でやつておる國と、今回提案せられておられます郵政省、電氣通信省といったように二省に分割してやつておる國と、諸外國の事情がどうなつておりますか。成るべく多數の例をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木一君) お答えいたします。今日敗戦の日本といつたしまし

て、諸外國との通信並びにいろ／＼の狀況の調査というものが戦争後殊に困難になりまして、最近の的確な狀況は分りにくいのでございますが、御案内のように、アメリカは從來から電氣通信は民営でございまして、アメリカン・テレホン・アンド・テレグラフ・カンパニー、A・T・Tといつておりますが、この会社が主としてやつております。郵便の方は郵政省が國營としてやつておるのでございます。英國はもと／＼郵便と電氣通信とは同一の、日本で申しますれば通信省といつたやうなところでやつておられて、但し國際通信、インターナショナルのときは民營であつたのであります。ところが當時におきまして、郵便事業と、電氣通信事業は、等しく國營の一つの企業体としてやつておつたのであります。が、會計その他の組織の面におきましては、一つの省の中にはつきりと區別されておつたのでございます。然るに最近では、更にそれがつきりと區別されまして、一人の郵政の國務大臣が電氣通信の方も見てはおりますが、殆ど日常の業務は電氣通信の方は電氣通信の方で全部いたしておられて、ただ國會に対する責任が郵政大臣にあるといふふうな形になつております。尙行政組織におきまして最も進歩いたしておりますのは漢洲でございまして、この漢洲におきましては、最近これも終戦後であります。從來一つの企業として郵便電氣通信といふものを、一緒にやつておつたのであり

まするが、これがつきりと區別されて、電氣通信の方はパブリック・コーポレーションになつたという狀況でございまして、その他イタリ、ドイツ、フランス共に國營であります。經營の狀況等はつまびらかでございせん。ただ戦前におきましても、英國と同じように一緒にやつておりました。が、内容はつきりいたしておつたやうでございまして、これを總じて考へて見ますと、最近の傾向といつたしましては、郵便事業と電氣通信というものは特に英、美國系と申しますか、二つに分ける傾向にあるのでございます。

○中川幸平君 両省の設置法案は、通信委員會との連合委員會の予備審査で、相當質疑を重ねて來られた本委員會として、質疑を打切つて討論に入ることにはいたらないかがございまして、動議を提出いたします。

【賛成と呼ぶ者あり】

○委員長(河井彌八君) 中川君から質疑を打切つて討論に入つてはいかがかという動議が提出されましたが、御異存ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは……

○中川幸平君 十分間程休憩したらどうかと思ひます。

午前十一時二十六分休憩

○委員長(河井彌八君) それでは中川君の動議によりまして暫く休憩いたします。

午前十一時五十一分開会

○委員長(河井彌八君) これより引續いて會議を開きます。郵政省設置法案、電氣通信省設置法案この両案を一括して議題といたします。賛否の討論に入ります。

○中川幸平君 両省の設置法案即ち通信省を分離して、郵政省と電氣通信省を設置し、我が國の通信事業を國際的な水準にまで引上げるという連合國の好意と、政府の熱意につきましては了解いたすのであります。が、一省を二省に分ける、又現在の我が國の財政上の見地からいたして、行政機構を簡素化し、行政整理をせなければならぬという國民の輿論に應えて、その機構は最小限の機構にせんければならぬと考へるのであります。この両省の設置法案の内容を見ますと、部局が甚だ多い、又出先機關も相當複雑になつておる、殊に國家行政組織法審議の際に、特に國會の意思によつて削つたところの總務長官を置くとか、或いは郵政省に四人の理事、電氣通信省に二人の理事を置くとかいふような、誠に我々の意に反する点が多々あるのであります。が、政府においても現在の國家の狀態に鑑みて、決して人員は増加しない、

或いは機構がよくなつておつても、事業の進展するまでは、それに伴うところの考えを以てやる、殊に早急に行政整理の立案を連合國と相談をしてやつて行く、その際にはこの両省の内部機構も考へて提案する時期があるだろうといふことも言われておるのであります。それらの政府の考えを汲み取りまして、この際は民主自由党を代表いたしまして、本案に賛成いたす次第であります。

○堀真琴君 本案は非常に重大な案であります。従来の通信省を二つに分割するという案であり、我々としては、これに対して修正の意見を持つておるのであります。諸般の事情止むを得ず修正意見を出すことができないのであります。従つて我々としては、本案に反対せざるを得ないのであります。その第一は、通信省を二つに分割する論が極めて薄弱だということであり、政府側の説明によります。郵政省は専ら人の力によつて運営するものであり、電氣通信省は機械の力を主とするものである。而も英米系の行政組織の原則によれば、こういう官廳は大體二つに分かれる傾向を示しておるというのが、大體の論拠のように承るものであります。併し英米系の行政組織の原理は皆さん御承知のように、例えばイギリスの場合においては、その都度社会生活の必要に迫られて、設けられた官廳が多いのであります。極めて複雑なる状態を示しておるのであります。

ところが大陸系の行政組織の原則は、むしろこれに反しまして、統合的な方向をとつておるのであります。最近の學問上の原則から申しまして

も、一應社会生活が多岐に亘れば、これら行政事務を担当すべき機關は複雑になることは止むを得ないのであります。併しながら反面行政機關相互の關係から調節し、行政の能率を高めるためには、これを統合するといふ原則が必要なのであります。つまり分割する傾向と、これを統合する原則というものが十分に行われて初めて、行政機關の組織原則といふものが出て参るのであります。單に人の力を主とし、機械を主とするといふだけで機械的に分離するが如きは、私は新しい行政組織の方法としてはとるべきではないと思つておられます。そういう意味におきまして、先ず第一にこの二省への分割は、論拠極めて薄弱だと思つておられます。

それから第二の論拠としましては、分割されたそれ々の省の機構が極めて複雑であり、而も通信省に較べますといふと、局も二倍以上になつておれば、部も二倍以上になつておるといふ状態であり、先程申し上げました原則から申しまして、行政事務を担当すべき機關が複雑化していくことは止むを得ないのであります。これを統合する方面に若し注意を拂わないならば、イギリスの行政機關のあの複雑さを日本においても再現するのではないかと、こういうふうな考えられるのであります。具体的に申しますと、例えば郵政省においては各局十三部となつております。電氣通信省は十二局二室となつております。その外外局二廳六部がおります。單に局部の増加に止まらず、電氣通信省におきましては、先に行政組織法におきまして、我々が官僚勢力の打破のために、どうしても総務

長官というものを置くことができないといふことを決定したのであります。その決定を覆しまして、ここに又それを復活させようとしておるのであります。更に又理事制を採用しておるのであります。恐らくこの理事制の採用は、電氣通信、郵政それらの官廳の行方業務が企業的な性格を持つものであり、従つてパブリック・コーポレーションの含みをそこに持たしておるのだらうと思つておられます。併し一面においては局長であり、一面においては理事であるといふ複雑な機構を持つといふことは、その権限相互の機關、相互の権限を混淆させるばかりでなく、徒らに行政事務そのものを複雑化する、こういうことを言うことができないと思つておられます。それから又地方機關にいたしましては、電氣通信省におきましては地方電氣通信局、地方電氣通信部、地方電氣管理所、それからその下に電氣通信取扱局といふ具合に、現業官廳乃至はそれに準すべきものが四つの段階になつておるのであります。これは前の通信省の機構に較べますといふと、地方通信局から現場官廳に直接結び付いておつたのと較べまして、非常に複雑化していると申し上げなければならぬのであります。これが第二の理由であります。

それから第三の理由といたしまして、通信従業員が今後二省に分割されますといふと、これは二つに分れるのであります。分れることは問題でないのであります。従来通信省の従業員、それから今日國家企業に従事しているところの國鉄の従業員も、現業職員として公務員の一般職から外されておつたのであります。ところが鐵道

の従業員は、今度公共企業体として一般職からはずされておるにも拘らず、同じ職權に従事するところの、國家企業の従業員である電氣通信、郵政の職員が、一般職の中に繰入れられまして、全く違つた取扱を受けるということとは、従来の従業員の立場から見まして、到底これを受入れることができない。こういう具合に考えるのであります。

以上三つの理由からいたしまして、私は本案に反対を表明する者であります。

○カニエ邦彦君 私は只今の堀君の意見に対して、反対に、賛成の意思を表明する者であります。

○岩本月洲君 私はこの両省設置の法案に対して、中川委員の先刻お述べになりました御意見と大體同意見で賛成の意を表します。

○藤森眞治君 この両省設置の法案は、現在の行政簡素化の叫ばれておる際に逆行するやうな感じがいたします。が、それについて尙我々も若干考えなければならぬ点もあるんであります。が、併し時日も切迫しております。尙將來において行政の簡素化といふことの行われる際に、仮にこれが通りまして、これも一緒に簡素化されるものであるといふことを期待いたしまして、本案に賛成する者であります。

○三好治君 現在の通信省を分割して、郵政省並びに電氣通信省を設置せんとする今回の二法案は、通信事務を能率的に運営する上から申しますと、提案理由の説明にもありますように、一應の理由があることを認めるのであります。併しながら、それらの立場

から主観的な主張が許されるならば、行政機構は益々複雑多岐になり、今日殆ど輿論となつております行政機構の簡素化、乃至行政整理というやうな問題は、全く百年河清を待つに等しいものとならざるを得ないと思つておられます。通信事業に限らず、経営の問題を考えますときに、我々は一方において事務の能率的な運営を考えなければならぬが、他方又國力であるとか、経済力に應じた運営の機構を定める必要があると思つておられます。技術的に最善の手段は必ずしも、経済的に最良の途とは言えないのであります。却つて経済的な成立そのものが不可能な場合もあり得るのであります。ところで今回の両法案を検討して見ますと、現行の通信省に比べて、極めて歴大な機構となつておるのであります。政府の言明いたしましたやうな、現在の通信省の人員を増加しないといふ希望が果して可能かどうか疑問なのであります。従つて独立採算制の原則も、極めて悲觀的な見通しが考えられるわけでありまして、かかる両法案が現在の國力に相應したものかどうか大いに疑問があると思つておられます。而もかかる歴大な機構の、両省設置法案を審議するに余りに日数が限られておりまして、而も各種の事情から修正案の提出もできないといつたやうな事情でありまして、我々この法案を審議する上におきまして、非常に遺憾に思ふ点が多いのであります。この点は我々内閣委員だけでなく、連合委員会に参加しました通信委員の諸君からも、等しく述べられた点であらうと思つておられます。行政機構の簡素化を期待する我々の考え方が相当離れてい

ように考えまして、率直に申し上げますと、本法案に賛成することは非常に心苦しいものがあるのですが、やがて近い将来に、各省の設置法案も出されまして、行政機構全般に關して検討する機会があるわけでありまして、その際に改めてこうした両省に關してする問題にも検討の機会が與えられることを期待いたしまして、本案に賛成いたしたいと思ひます。

○城義臣君 只今まで賛否をそれ／＼の御討論を伺いました。凡そ一國の政治原則というものは國內事情のみならず、國際事情の上に立つてこれを検討するということは、これは政治家たる者の常識であります。只今までお述べになつた反對論の中に傾聴すべき堀君の學問的な歸結として、三点のお挙げになつた理由は私共は尤もだと思ひますが、私は今これに對して一々その學問的な先生の推論に對してこれを批判検討するという氣持ではなく、ただ第三点において通信省從業員が二分されるところが、反對の理由として挙げられたことは、私共の承服し難いところでありまして、本來國家公務員たるものは、これはマツカーサー書簡によつて示されるまでもなく、國民の公僕であるということは、これは原則でありまして、お互ひは公務員が國民全体の福祉のためにこそ努力を捧げるというものが、私は最も尊い正しい素直なあり方でなければならぬと確信いたします。そういう意味におきまして、從業員組合が二分されるということが、反對の理由であるというようなことは、先生の反對の理由といたしましては、私はどうも承服いたしかねるものであります。尙この機構改革とい

うことが、國際的に日本が今如何なる地位にあるかということに私共は冷靜に判斷いたします場合、これは單なる空理空論を弄んでおるべき時期ではない。かかる極めて円満な常識的な判斷からいたしまして、私は遺憾な点はいら／＼あります。私は進んでこれに賛成の意見を表明する次第であります。

○堀眞琴君 只今私の挙げました第三の理由につきまして、反對の御意見が開陳されたのでありますが、私は通信從業員が二つに分れることを以て、その理由だと申上げたのではないのであります。通信從業員が二つに分れることについてはともかくとして、こう申上げたのであります。それよりも通信從業員を一般職から削つたことに對して私は反對したのであります。ちよつと一言……。

○委員長(河井彌八君) 如何ですか、大体全部の諸君が御議論をお述べ下すつたのでありますから、これで討論は終結したものと認めてよろしゅうござりますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

それでは両案について賛否の決を採ります。原則に従ひまして両案に反對のお方の挙手を願ひます。

〔挙手者少数〕

○委員長(河井彌八君) それでは他の諸君は両案に賛成されたものと認めます。よつて両案は多数を以て可決されました。

尙本會議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百條によつて

予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長長において、案の内容、本委員會における質疑應答の内容及び討論の要旨、表決の結果を報告することとして、御承認願ひすることには如何と存じますが、さういふことにしまして御異議ございませんか。

開きまして、この両案について御審議をお願いいたします。かように考えます。先ず以て財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○中川幸平君 本法案は、今ではこの委員會の仕事が殆どなくなつたから、これをやめて總理廳の一部で適當な措置を講ずるといふ簡單な法案でありますし、予備審査で相當説明を承つたのでありますから、討論を省略いたしまして直ぐ採決をいたしたら如何と思ひます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に、多数意見者の署名を附することになつておりますので、両案を可とされた方は順次御署名願ひます。

○岩本月洲君 只今の中川委員の御意見に賛成いたします。ただここで一言申上げたことは、内閣總理大臣において、審査を継続する上におきまして、從來作られた先例をどこまでも尊重して、必要に應じて關係の向の意見をよく聴取して決定して、聊さかも經濟界の實情を無視したやうな、独断的な決定がないやうにということだけを、特に念を押して申し添えて本法案に賛成をいたすものであります。

藤森 眞治 中川 幸平
城 義臣 下條 康慶
三好 始 岩本 月洲
○委員長(河井彌八君) 署名漏れはございせんか。署名漏れはないと認め

○委員長(河井彌八君) 中川さんの動議に御異議ありませんか。

ではこれを以て休憩いたします。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは賛否の決を採ります。本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

午後八時十八分開會

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それでは前刻に引続きまして委員會を開会いたします。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決と確定いたしました。次は國家行政組織法の一部を改正する案について、これを議題といたします。

只今衆議院から財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案と、それから國家行政組織法の一部を改正する法律案、この二つが衆議院を通過したという報告がありましたので、この両案につきましては、本委員會におきまして予備審査を續けて来ております。さうして大体において審査は終了に近くなつたと考えます。そこで本委員會を

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決と確定いたしました。次は國家行政組織法の一部を改正する案について、これを議題といたします。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決と確定いたしました。次は國家行政組織法の一部を改正する案について、これを議題といたします。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決と確定いたしました。次は國家行政組織法の一部を改正する案について、これを議題といたします。

○三好始君 本改正案も單に施行期日

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決と確定いたしました。次は國家行政組織法の一部を改正する案について、これを議題といたします。

の延期だけの問題でありまして、諸般の情勢上當然だと思ひますので、討論を省略して直ちに採決に入ることの動議を提出いたします。

○委員長(河井彌八君) 三好君の御動議に御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは直ちに採決をいたします。本案に賛成のお方の挙手を願ひます。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決いたしました。それからもう一つは、衆議院の委員會において通過中でありまして、科學技術行政協議會法案であります。これは時がかかりましたので又暫く休憩をいたしましてもう一度御審議を願ひたいと思ひます。それは國家公務員法の採決が済んだ頃にもう一度お集りを願ひます。御承知を願つて置きます。尙もう一つ申上げて置きますが、昨日本委員會におきまして、陳情が一つ残つております。それは林野行政と、砂防行政の一元化に關する陳情でありまして、これにつきまして農林省側から説明を求めることでありましたので、ちよつどこに農林省から説明員が来ておられますから、この説明を一つ聞こうと思ひます……。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決いたしました。それからもう一つは、衆議院の委員會において通過中でありまして、科學技術行政協議會法案であります。これは時がかかりましたので又暫く休憩をいたしましてもう一度御審議を願ひたいと思ひます。それは國家公務員法の採決が済んだ頃にもう一度お集りを願ひます。御承知を願つて置きます。尙もう一つ申上げて置きますが、昨日本委員會におきまして、陳情が一つ残つております。それは林野行政と、砂防行政の一元化に關する陳情でありまして、これにつきまして農林省側から説明を求めることでありましたので、ちよつどこに農林省から説明員が来ておられますから、この説明を一つ聞こうと思ひます……。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決いたしました。それからもう一つは、衆議院の委員會において通過中でありまして、科學技術行政協議會法案であります。これは時がかかりましたので又暫く休憩をいたしましてもう一度御審議を願ひたいと思ひます。それは國家公務員法の採決が済んだ頃にもう一度お集りを願ひます。御承知を願つて置きます。尙もう一つ申上げて置きますが、昨日本委員會におきまして、陳情が一つ残つております。それは林野行政と、砂防行政の一元化に關する陳情でありまして、これにつきまして農林省側から説明を求めることでありましたので、ちよつどこに農林省から説明員が来ておられますから、この説明を一つ聞こうと思ひます……。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決いたしました。それからもう一つは、衆議院の委員會において通過中でありまして、科學技術行政協議會法案であります。これは時がかかりましたので又暫く休憩をいたしましてもう一度御審議を願ひたいと思ひます。それは國家公務員法の採決が済んだ頃にもう一度お集りを願ひます。御承知を願つて置きます。尙もう一つ申上げて置きますが、昨日本委員會におきまして、陳情が一つ残つております。それは林野行政と、砂防行政の一元化に關する陳情でありまして、これにつきまして農林省側から説明を求めることでありましたので、ちよつどこに農林省から説明員が来ておられますから、この説明を一つ聞こうと思ひます……。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決いたしました。それからもう一つは、衆議院の委員會において通過中でありまして、科學技術行政協議會法案であります。これは時がかかりましたので又暫く休憩をいたしましてもう一度御審議を願ひたいと思ひます。それは國家公務員法の採決が済んだ頃にもう一度お集りを願ひます。御承知を願つて置きます。尙もう一つ申上げて置きますが、昨日本委員會におきまして、陳情が一つ残つております。それは林野行政と、砂防行政の一元化に關する陳情でありまして、これにつきまして農林省側から説明を求めることでありましたので、ちよつどこに農林省から説明員が来ておられますから、この説明を一つ聞こうと思ひます……。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決いたしました。それからもう一つは、衆議院の委員會において通過中でありまして、科學技術行政協議會法案であります。これは時がかかりましたので又暫く休憩をいたしましてもう一度御審議を願ひたいと思ひます。それは國家公務員法の採決が済んだ頃にもう一度お集りを願ひます。御承知を願つて置きます。尙もう一つ申上げて置きますが、昨日本委員會におきまして、陳情が一つ残つております。それは林野行政と、砂防行政の一元化に關する陳情でありまして、これにつきまして農林省側から説明を求めることでありましたので、ちよつどこに農林省から説明員が来ておられますから、この説明を一つ聞こうと思ひます……。

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。これは可決いたしました。それからもう一つは、衆議院の委員會において通過中でありまして、科學技術行政協議會法案であります。これは時がかかりましたので又暫く休憩をいたしましてもう一度御審議を願ひたいと思ひます。それは國家公務員法の採決が済んだ頃にもう一度お集りを願ひます。御承知を願つて置きます。尙もう一つ申上げて置きますが、昨日本委員會におきまして、陳情が一つ残つております。それは林野行政と、砂防行政の一元化に關する陳情でありまして、これにつきまして農林省側から説明を求めることでありましたので、ちよつどこに農林省から説明員が来ておられますから、この説明を一つ聞こうと思ひます……。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(河井彌八君) それではこれは留保に決めます。又休憩をいたします。もう一度お集まりを願うだろうと思います。尙同案に対する議院において報告する報告書は委員長に御一任願います。

それから委員長が議院に提出する報告書については、多数意見者の署名を附することになっておりますから、どうぞこれに御署名願いたいと思います。

多数意見者署名

城 義臣 中川 幸平
カニ 邦彦 藤森 眞治
岩本 月洲 稻垣平太郎
三好 始

○委員長(河井彌八君) それでは休憩いたします。

午後八時二十五分休憩

午後九時二十六分開会

○委員長(河井彌八君) 只今から内閣委員会を開会いたします。科学技術行政協議会法案、これを議題といたします。

○中川幸平君 政府委員から大体の説明を一つ聴くことにいたしたいと思えます。簡単に一つお願いいたします。

○政府委員(茅誠司君) 科学技術行政協議会というものを作ります目的は、第一條に示してありますように「科学技術行政協議会は、日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議する」というのであります。日本学術会議というものはこの一月二十日に設立されます。

その日本学術会議におきまして、科学者がその専門学術的な立場から審議いたしました事項を、行政に反映させるためには、尙行政上の審議を必要といたします。行政上の立場から、更にこれを検討いたしまして、行政に反映させるために必要な手段を審議する必要があるものであります。尙又行政機関から科学者に専門的意見を諮問するといふような場合におきまして、これをどうのような形において諮問するかという事、並びに専門学術的な事柄で、各省間の連絡調整を必要とするといふような事柄を、この科学技術行政協議会において審議する目的のために設置されるものであります。これは日本学術会議の構成するところの科学者、技術者、そういうものが行政ということに對しては疎といふのであります。行政に直ちに実施し得るような結論を出すことができない、そのために従来はこれが審議のしつ放しになりまして、実行に移されなかつた嫌がありますので、この際日本学術会議というより、非常にしつかりしたものができまうに鑑みまして、結論を實際の行政にしつかりと反映させていきたいという点から、科学者技術者が政府行政機関と共に一緒にになりまして、これをよく審議しまして、そうして行政にその結論を反映させたい、しつかりと反映させて審議のしつ放しに終らないようにしたいというものが、一番目標とするところでありまして、この法案は政府におきまして立案しましたものと申します。より、学術態勢刷新委員会が、日本学術会議法を審議します際に、このような科学技術行政協議会といふたようなものがなくては、その結論が

実行に移されない憾みがあるというので、学者の意見によつて、この科学技術行政協議会法といふものが審議されたのであります。その線に沿つて政府としましては、この法案を提出した次第であります。大体以上であります。

○委員長(河井彌八君) 速記を止めて……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 実は科学技術行政協議会法なるものの内容について、もう少し私どもは今日の日本の段階から見ると、こういう点は大いに積極的によつて頂きたい、こういう考えを持っておりますので、予算面等につきましても、只今伺いました点では、誠に僅少だといふ私は印象を持つております。従つて、いろいろと質疑も、政府当局の御説明も承りたいのであります。時間の関係もありまして、この辺で質疑を打ち切りたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 実は科学技術行政協議会法なるものの内容について、もう少し私どもは今日の日本の段階から見ると、こういう点は大いに積極的によつて頂きたい、こういう考えを持っておりますので、予算面等につきましても、只今伺いました点では、誠に僅少だといふ私は印象を持つております。従つて、いろいろと質疑も、政府当局の御説明も承りたいのであります。時間の関係もありまして、この辺で質疑を打ち切りたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め……

○城義臣君 速記を止め……

中川 幸平 城 義臣
カニエ邦彦

○委員長(河井彌八君) 尙前回御決定願いました行政機構等に対する調査というのは、議長に提出してあります、ところがその調査はまだ実行いたしておりませんから、調査未了報告書を議長に提出したいと思ひます。でありますから、ここに多数意見の方の御署名を願ひます。

多数意見者署名

藤森 眞治 岩本 月洲
稻垣平太郎 カニエ邦彦
三好 始 中川 幸平
城 義臣

○委員長(河井彌八君) では、これで散会いたします。

午後九時四十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 カニエ邦彦君
中川 幸平君
藤森 眞治君

委員

城 義臣君
稻垣平太郎君
岩本 月洲君
下條 康麿君
堀 眞琴君
三好 始君

國務大臣

逓信大臣 降旗 徳彌君
政府委員

文部事務官 茅 誠司君
(科学教育局長)
逓信政務次官 鈴木 直人君
逓信次官 鈴木 恭一君

説明員
総理府事務官 杉江 清君
(官房審議 室 勤務)

十一月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、道路運送監理事務所廃止反対に
関する陳情(五通)(第八十六号)
- 一、道路運送監理事務所廃止反対に
関する陳情(第九十一号)
- 一、中央出先機関廃止に關する陳情
(二通)(第百十号)
- 一、道路運送監理事務所廃止反対に
関する陳情(二通)(第百十七号)

第八十六号 昭和二十三年十一月十
五日受理
道路運送監理事務所廃止反対に關する
陳情(五通)

- 一 廣島縣廣島市西蟹屋町二〇〇ノ
二 廣島小運送業組合内 西野
喜外三十三名

現在の道路運送監理事務所を廃止し所
管事務を府縣廳に移管することと
あるが、これは業界を混乱に導くもの
であり、輸送行政は全國画一的な事項
を速かに処理する必要がある専門行政
であり、関係業者の意志を尊重される
べきであるから、道路運送監理事務所
現在通り存置されたいとの陳情。

第九十一号 昭和二十三年十一月十
七日受理
道路運送監理事務所廃止反対に關する
陳情

- 廣島縣廣島市千田町八二八廣島
縣乗合自動車協会の内 福原孟

第百十号 昭和二十三年十一月十九
日受理

中央出先機関廃止に關する陳情(二通)
滋賀縣議會議長 河原伊三郎外
九名

建設省關係を除いた中央各省の出先機
関が今なお旧態依然として存置されて
いるのは、中央集權主義の温存で地方
自治の運営を阻害するから、速かに廢
止せられたいとの陳情。

第百十七号 昭和二十三年十一月十
九日受理
道路運送監理事務所廃止反対に關する
陳情(二通)

- 山口縣山口市今市四四 山口縣
旅客自動車組合内 加島敏郎外
一名

この陳情の趣旨は、第八十六号と同じ
である。

十一月三十日本委員会に左の事件を付
託された。

- 一、郵政省設置法案(予備審査のため
の付託は十一月十六日)
- 一、電氣通信省設置法案(予備審査
のための付託は十一月十八日)
- 一、財閥同族支配力排除法の一部を
改正する法律案(予備審査のため
の付託は十一月九日)
- 一、國家行政組織法の一部を改正す
る法律案(予備審査のための付託
は十一月十五日)
- 一、科学技術行政協議会法案(予備
審査のための付託は十一月十五
日)

昭和二十三年十二月二十二日印刷

昭和二十三年十二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局